

中学校体育連盟育成・強化対策費補助金交付要綱

滋賀県中学校体育連盟

1 交付目的

この補助金は、全国中学校体育大会、国民体育大会および滋賀県中学校体育連盟が主催、主管する大会等において優秀な成績を収めるとともに、各競技種目の競技力向上を図るための専門部の事業に対して、その経費の一部を補助し、本県中学生の体育・スポーツの振興と選手育成・強化に寄与することを目的とする。

2 事業内容

当初の目的を達成するために、本連盟各競技専門部が実施する選手強化事業（一般強化事業、学校指定強化事業、運動部活動指定強化事業、未普及競技育成・強化、組織強化）を対象に補助を行う。

3 補助金の額

- (1) 滋賀県競技力向上対策本部「中学校体育連盟育成・強化対策費補助金」の予算内で補助する。
- (2) 補助額は、滋賀県競技力向上対策本部の定めるところによる配分案（基礎配分・特別配分）に基づき、選手強化委員会を経て支部長・評議員会において決定した額とする。

4 補助金対象期間

毎年4月1日から翌年2月28日までに実施された事業を対象とする。

5 関係書類に係る留意事項

- (1) 補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること。
- (2) 事業計画書および申請書
専門部は、指定された期日までに別紙「事業計画書」「申請書」を提出すること。
- (3) 会計の処理
本事業の会計担当は計画書・報告書に記載される「専門部会計担当」および「専門委員長」とし、補助金の振り込みは、「各専門部振り込み口座」とする。
- (4) 実績報告書
専門部は、事業終了後速やかに（30日以内）「実績報告書」を提出すること。
ただし、2月実施の事業については、2月28日までとする。
- (5) その他
「滋賀県中学校体育連盟選手強化事業補助金の申請・報告について」に従うこと。

6 補助金対象経費

下記のとおりとする。

平成30年4月1日確認

科 目		補助対象経費等の額および制限
選 手 ・ 指 導 者	交通費	県外合宿・練習 一人往復30,000円上限とし実費（旅費算出明細書提出） ・「学校」から「目的地」を算出する ・学生・団体割引額を基準とする
		県内合宿・練習 実費（旅費支出明細提出） ・「学校」から「目的地」を算出する ・学生・団体割引額を基準とする
	宿泊費	民間施設利用 1泊2食付き 9,800円上限とし実費 1泊素泊まり 7,600円上限とし実費
		公共施設利用 (セミナーハウス等) 実費（会館使用料・布団代等）
		素泊まり施設利用の 別途食費 2,200円上限とする ＊(宿泊証明書・布団代領収書等の)宿泊を証明するものを 提出すれば食費領収書は不要 ＊ 昼食費・補食費は対象外
	講 師	交通費
宿泊費		実費
報償費（謝金）		1日あたり10,000円上限（滋賀県教職員は対象外） ※ 帯同トレーナーについては要協議
会場借料・損料		実費
他	消耗品購入費	補助金額の半額程度を目安とする。（消耗品購入が主となる事業にならないこと。）
	備品購入費	対象外

（注）競技専門部が実施する県内研修会（講習会）の受講者に関する経費は、対象外とする。